

## 金融に関する消費者教育の進め方についてのアンケート調査結果

本アンケートは消費者教育関連団体・機関 99 先、有識者 17 先の合計 116 先にご協力をいただきました(別添参照)。

### (1) 消費者の金融に関する知識、理解の程度に関して

あなたは金融商品やサービスの内容、リスクの所在や内容、金融に関する消費者保護制度など、暮らしに関わる金融全般について消費者に知識・理解が現在どの程度あると思いますか(はひとつ)。

( )内は回答比率(%、小数第2位四捨五入)。なお、無回答者を掲記していないため、回答比率の合計は必ずしも100とはならない(以下同)。

- ア．十分あると思う..... 1 ( 0.9)
- イ．ある程度あると思う...16 (13.8)
- ウ．あまりないと思う.....80 (69.0)
- エ．ほとんどないと思う...19 (16.4)
- オ．わからない..... 0 ( 0.0)

あなたは金融のどのような知識・理解が消費者に不足していると思いますか(は3つまで)

- ア．金融商品やサービスの内容.....26 (22.4)
- イ．金融商品等の適切な選択能力.....53 (45.7)
- ウ．金融商品や取引のリスクの所在や内容.....93 (80.2)
- エ．金融に関する消費者保護の仕組み、基本的な法制度.....64 (55.2)
- オ．金融や経済の基礎的な仕組み.....25 (21.6)
- カ．自立した消費者として必要な自己責任の意識.....74 (63.8)
- キ．その他..... 3 (2.6)

あなたは金融の知識・理解がどうして消費者に不足していると思いますか(は3つまで)

- ア．これまではどこの金融機関でも同じような金融商品やサービスを提供していたため消費者が金融知識や情報を収集する必要性を感じてい

なかつたから.....	81 (69.8)
イ．これまでは金融機関は経営破綻しないと消費者が考えていたから.....	55 (47.4)
ウ．金融知識や情報は専門的で難しいと消費者が感じていたから.....	60 (51.7)
エ．政府や学校、関係団体等が金融に関する消費者教育に熱心に取り組んでいなかったから.....	49 (42.2)
オ．金融に関する消費者教育の重要性に対する社会的認識が不足していたから.....	74 (63.8)
カ．その他.....	5 (4.3)

(2) 金融に関する消費者教育全般に関して

金融に関する消費者教育は、賢い消費者作り、金融を巡るトラブルの発生防止、消費者保護、紛争処理制度や取引ルールに係る負担軽減、健全で効率的な市場機能の強化などの機能を持つといわれています。あなたは金融に関する消費者教育の重要性についてどのように考えますか( はひとつ)。

ア．大変重要だと思う.....	81 (69.8)
イ．重要だと思う.....	34 (29.3)
ウ．あまり重要だと思わない.....	1 (0.9)
エ．まったく重要だと思わない.....	0 (0.0)
オ．わからない.....	0 (0.0)

あなたは金融のどのような知識、理解が消費者に必要と考えますか( は3つまで)。

ア．金融商品やサービスの内容.....	19 (16.4)
イ．金融商品等の適切な選択能力.....	64 (55.2)
ウ．金融商品や取引のリスクの所在や内容.....	99 (85.3)
エ．金融に関する消費者保護の仕組み、基本的な法制度...57	(49.1)
オ．金融や経済の基礎的な仕組み.....	28 (24.1)
カ．自立した消費者として必要な自己責任の意識.....	76 (65.5)
キ．その他.....	2 (1.7)

あなたは金融の知識・情報を消費者がどのように活用すべきだと考えますか( は4つまで)。

- ア．健全で合理的な家計運営のため..... 100(86.2)
- イ．金融資産を増やすため.....22(19.0)
- ウ．金融を巡るトラブルや思わぬ損失から自分や家族を守るため  
.....103(88.8)
- エ．生活設計をたてるため.....71(61.2)
- オ．健全で自立した子どもの育成のため.....32(27.6)
- カ．自分の教養や視野の向上のため..... 3(2.6)
- キ．消費者として自立するための判断力等の向上のため...89(76.7)
- ク．その他..... 6( 5.2)

あなたは金融に関する消費者教育の目的、目指すべきものは何だと考えますか( は4つまで)。

- ア．消費者に多様な金融商品・サービスを保有することによるメリット  
を享受してもらうため.....36(31.0)
- イ．金融を巡るトラブルの発生防止、消費者保護のため.....97(83.6)
- ウ．健全で合理的な家計運営のため.....83(71.6)
- エ．紛争処理制度や取引ルールに係る負担軽減を図るため... 9( 7.8)
- オ．健全で効率的な市場機能の強化のため.....42(36.2)
- カ．国民経済の健全な発展のため.....48(41.4)
- キ．自己責任原則に対応した自立した消費者の育成のため...97(83.6)
- ク．その他..... 1( 0.9)

あなたは、わが国の金融に関する消費者教育はどのような問題・課題を抱えていると考えますか( は3つまで)。

- ア．金融に関する消費者教育の重要性に対する社会的認識が十分でない  
.....95(81.9)
- イ．金融に関する消費者教育に係る機関・団体の連携が十分とれて  
いない.....18(15.5)

ウ．学校や家庭等で子どもに対する基礎的な金融教育（金銭教育）が十分行われていない.....	88(75.9)
エ．金融に関する消費者教育が体系的・効率的に行われていない.....	75(64.7)
オ．金融に関する消費者教育の具体的な進め方が試行錯誤の状況にあり、未だに確立されていない.....	40(34.5)
カ．どういうルートで家庭に働きかけたら良いのかが確立していない.....	6(5.2)
キ．その他.....	4(3.4)

金融に関する消費者教育の重要性に対する社会的認識を一層向上させるためには、どのようなことが大切だと考えますか（ は3つまで）

ア．政府や地方公共団体が金融に関する消費者教育の重要性を積極的にPRし、その浸透に取り組む.....	57(49.1)
イ．金融に関する消費者教育に関連する関係省庁、地方公共団体、民間団体等の連携を強化する.....	52(44.8)
ウ．金融に関する消費者教育の指針作り等を通じ、金融に関する消費者教育の目的、意義、内容等を国全体として体系的に整理し、その位置付けを明確にする.....	88(75.9)
エ．学校教育のなかにもっと取込む.....	81(69.8)
オ．その他.....	4(3.4)

金融に関する消費者教育を具体的に進めるに当たっては、一般の消費者教育と比べた特性も踏まえ、どのような点にとくに留意することが大切だと思いますか（ は3つまで）

ア．金融商品・サービスは目に見えず一般的にわかりにくいので、消費者の理解を得るため、できるだけ平易な説明・教育を行なう.....	96(82.8)
イ．他の商品における安全重視と異なり、「リスクとどう付き合っていくか」という観点に立った教育を行なう.....	65(56.0)
ウ．金融商品・サービス等は幅広い業態にまたがるものであることから、できるだけ消費者の立場に立った業態横断的な教育を行なう	

.....	49(42.2)
エ．金融商品・サービスの内容や、金融制度等は絶えず変化していくこと から、消費者に対し最新かつ正確な知識・情報の提供を行なう .....	87(75.0)
オ．その他.....	6(5.2)

(3) 金融に関する消費者教育の対象に関して

あなたは金融に関する消費者教育の対象についてどのように考えますか

( はひとつ )

ア．子どもたちも含め、基本的には全ての国民を対象に暮らしに身近な 基礎的な教育を中心に行うべき.....	107(92.2)
イ．資産運用・管理に比較的熱心な層を対象に、当該層のニーズに即し た金融知識・情報の提供等を中心に行うべき.....	5(4.3)
ウ．成人向けは自己責任に任せ、子ども達を中心に基礎的な教育を行う べき.....	1(0.9)
エ．その他.....	3(2.6)

もし、金融に関する消費者教育を国民各層に幅広く行うとした場合、消費者に一律均等に行うべきだと考えますか、あるいは年齢層別等、対象者の特性に応じ対象者に応じた教育を行うべきだと考えますか ( はひとつ )

ア．同じ知識・情報を子どもから高齢者まで全国民に一律・均等に提供 すべき.....	2(1.7)
イ．全国民対象に一律・均等に行うべきものはそのように対応する一方、 対象者の特性に応じ、例えば、年齢層別に発達段階に応じて行うべき ものがあれば、その特性に応じて教育内容を変えるなど、工夫すべき .....	111(95.7)
ウ．その他.....	6(5.2)

(4) 金融に関する消費者教育の範囲に関して

あなたは金融に関する消費者教育の範囲に関し、どのようなものであることが適当と考えますか ( はひとつ )

ア．金融商品やサービスに関する知識・情報の提供.....	2(1.7)
イ．金融商品やサービスのほか、金融制度（預金保険制度、年金・保険制度等）に関する知識・情報の提供.....	11(9.5)
ウ．金融商品やサービス、金融制度（預金保険制度、年金・保険制度等）に関する知識・情報のほか、それらの知識・情報を活用するためのツール（コンピュータによる生活設計診断、インターネットホームページを利用した資金運用シミュレーション等）の提供.....	5(4.3)
エ．金融商品やサービス、金融制度（預金保険制度、年金・保険制度等）に関する知識・情報、それらの知識・情報を活用するためのツール（資金運用シミュレーション、生活設計診断等）の提供のほか、消費者として行動すべき指針やあり方の教育（自立した消費者として必要な自己責任意識の醸成、金融トラブルや多重債務防止のための教育、ものやお金を大切にす教育、合理的で計画的な生活設計の勧奨等）...	98(84.5)
オ．その他.....	0(0.0)

あなたは、金融に関する消費者教育と、消費者教育全般あるいは経済教育との関係についてどのようにあるべきだと思いますか（ はひとつ）。

ア．金融に関する消費者教育は範囲を金融に限定し、消費者教育全般や経済教育とは切り離して行うべき.....	13(11.2)
イ．金融に関する消費者教育は、消費者教育全般や経済教育とも密接に関係しているので、それらと密接不可分なものを含めて行った方が良い.....	100(86.2)
ウ．その他.....	3(2.6)

もし年齢階層別に教育を行うとした場合、成人や高齢者に対しては、具体的にどのような点に力点を置くべきだと思いますか。ご自由にご記入ください（小・中・高校生については後ほどご質問します）。

< 主なご意見等 >

・金融商品、サービス等に関して

各種金融商品の内容・特徴とリスク。ローン、クレジットおよび各種カ

ードの仕組みと利用時の留意点。金融商品の税制取扱いについての知識  
拡充。

生活の知恵としての金融知識の涵養。

・金融制度（預金保険制度、年金・保険制度等）の知識・情報等に関して  
金融に関する各種セーフティネットの内容。年金制度の仕組み。  
調達・運用の仲介者の機能と仕組みおよびその収益構造。実物経済と金  
融の関係。

・知識・情報を活用するためのツールの提供等に関して  
ゲーム的な感覚で学べる教材の提供。ビデオライブラリーの設置。

・消費者として行動すべき指針やあり方の教育等に関して  
自己破産の防止事例や高齢者向けの違法な販売事例の普及教育。  
金融トラブルや多重債務発生防止のための教育。  
トラブルが発生した時の対処方法、処理機関等についての知識。  
自己責任意識の醸成。

・その他  
ディスクロージャー誌の見方、読み方等の実践的な教育。  
最適な資産選択や資産管理の重点。年齢階層別の運用に関する説明。

#### (5) 子どもたちに対する基礎的な金融教育（金銭教育）に関して

最近、子どもたちを巡る様々な社会情勢等を背景に、子どもたちに対する  
基礎的な金融教育（金銭教育）の重要性を訴える意見が多くなってきていま  
す。あなたは、子どもたちに対する、こうした教育の重要性についてどのよ  
うに思われますか（ はひとつ）。

ア．大変重要だと思う.....	86(74.1)
イ．重要だと思う.....	27(23.3)
ウ．あまり重要だと思わない.....	3(2.6)
エ．まったく重要だと思わない.....	0(0.0)

オ．わからない..... 0(0.0)

あなたは、学校（小・中学校、高校）が子どもたちに対し基礎的な金融教育（金銭教育）を現在どの程度行っていると思いますか（ はひとつ）。

ア．十分に行っている..... 0(0.0)

イ．ある程度行っている..... 8(6.9)

ウ．あまり行っていない.....46(39.7)

エ．ほとんど行っていない.....59(50.9)

オ．わからない..... 3(2.6)

あなたは、子どもたちに対する基礎的な金融教育（金銭教育）について学校（小・中学校、高校）はどのように対応した方が良いと思いますか（ はひとつ）。

ア．もっと積極的に取組むべきである.....111(95.7)

イ．現状程度で良い..... 5(4.3)

ウ．学校では基礎的な金融教育（金銭教育）を行う必要はない  
..... 0(0.0)

学校教育で金融に関する基礎的な教育を行う場合、どのような学習活動をするべきだと思いますか。ご自由にご記入ください。

< 主なご意見等 >

（小学校低学年）

- ・ものやお金を大切にする活動。ものやお金の使い方についてのしつけ。
- ・お金の働き(役割)とお金の価値(必要性)。
- ・身近な契約(商品購入や約束)についての基礎的教育。
- ・計画的な貯蓄・消費の重要性。

（小学校高学年）

- ・お金と経済、社会のかかわり方。
- ・自己責任意識の醸成を目的に小遣いや家庭での買い物行動など生活に密着した分野での実践教育。
- ・金融商品(預貯金、保険、株式など)の説明 種類、性格、リスク等につい



て。

(中学校)

- ・金融商品・サービス全体の基礎的な学習。
- ・カードによる取引や通販、悪徳商法などについて、ビデオ教材による学習会、講演会、体験談(被害者等)を聞く会等の開催。
- ・金銭の社会的機能の理解、各種カードの知識、契約と責任の学習。
- ・基本的金融制度(金融、証券、保険等)の理解。

(高校)

- ・金融商品とリスク、ローン・クレジットと多重債務、金融に関するセーフティネット、契約と自己責任等の学習。
- ・金融商品を利用するための具体的な学習(コンピュータによるシミュレーションの活用や株式運用ゲームによる体験学習など)。
- ・金融関連トラブル事例と解決法等紹介。
- ・金融政策と金融・資本市場の関係。直接金融と間接金融。小中学校では主として調達面に重点を置き、高校ではゲーム等を活用した運用面をも教える。

あなたは子どもたちに対する基礎的な金融教育(金銭教育)の具体的な進め方について、学校とその他の機関・団体との関係について、どのように考えますか( はひとつ)。

- ア．基礎的な金融教育(金銭教育)は学校のみで行った方が良い  
..... 5(4.3)
- イ．子どもたちに対する基礎的な金融教育(金銭教育)は学校のほか、家庭、地域、政府・地公体、関係団体等が連携して行った方が良い  
.....104(89.7)
- ウ．金銭教育は学校以外の家庭、地域、政府・地公体、関係団体等が連携して行った方が良い..... 4(3.4)
- エ．その他 ..... 6(5.2)
- オ．わからない。 ..... 1(0.9)

子どもたちに対する基礎的な金融教育(金銭教育)を効果的に進めるた

めには、どのような方法が適当と考えますか（ は4つまで）。

ア．文部科学省・都道府県教育委員会との連携強化.....	70(60.3)
イ．個別の学校との連携強化.....	6(5.2)
ウ．地域・家庭（P T A）との連携強化.....	31(26.7)
エ．学校における「総合的な学習の時間」の利用.....	69(59.5)
オ．学習指導要領への基礎的な金融教育（金銭教育）事項の取りこみ拡充 .....	73(62.9)
カ．基礎的な金融教育（金銭教育）用の資料の充実.....	50(43.1)
キ．教師に対する基礎的な金融教育（金銭教育）の重要性に対する認識の 強化.....	86(74.1)
ク．インターネットの利用.....	19(16.4)
ケ．その他.....	5(4.3)

（6）金融に関する消費者教育の手法に関して

あなたは金融に関する消費者教育の手法についてどのようなものを強化すべきだと考えますか（ は4つまで）。

ア．資料やビデオの作成・配付.....	67(57.8)
イ．一般市民を対象とした講演会の開催.....	50(43.1)
ウ．インターネットを利用した情報提供・教育活動.....	77(66.4)
エ．通信教育の拡充.....	15(12.9)
オ．新聞・雑誌やテレビ等を利用した広報活動.....	67(57.8)
カ．普及地区での学習活動.....	27(23.3)
キ．金銭教育研究校での学習活動.....	16(13.8)
ク．学校への出前講座.....	66(56.9)
ケ．その他.....	9(7.8)

最近、インターネットを利用した情報提供や教育活動が注目されてきています。あなたはインターネットホームページを利用した金融に関する消費者教育活動として具体的にどのような方法が良いと思いますか（はいくつでも）。

ア．E - L e a r n i n g（双方向的な学習ツールの提供）...92(79.3)
---

イ．冊子等の掲載による知識・情報の提供.....	68(58.6)
ウ．関係団体・機関とのネットワーク化.....	61(52.6)
エ．その他.....	10( 8.6)

あなたは金融に関する消費者教育の専門家ないし指導者等の育成の必要性についてどのように思われますか( はひとつ)。

ア．育成の必要はない.....	6( 5.2)
イ．育成の必要がある.....	103(88.8)
ウ．どちらとも言えない.....	7( 6.0)

( 7 ) 金融に関する消費者教育関連団体・機関の連携等に関して

平成 12 年 6 月の金融審議会答申で「業界、消費者団体、地方公共団体、関係省庁等が参加する貯蓄広報中央委員会・都道府県貯蓄広報委員会のネットワークを活用して( 金融に関する )消費者教育を体系的・効率的に実施することが重要である」と明記されたことを踏まえ、当委員会では、関係省庁や民間の金融教育団体等との連携強化に努めたいと考えています。貴団体・機関は、金融に関する消費者教育関連団体・機関の連携・相互協力の重要性についてどのように考えますか( はひとつ)。

ア．大変重要だと思う.....	59(50.9)
イ．重要だと思う.....	53(45.7)
ウ．あまり重要だと思わない.....	2( 1.7)
エ．まったく重要だと思わない.....	0( 0.0)
オ．わからない.....	1( 0.9)

連携を強化するための具体的方法についてどのようなことが適切と考えますか( はいくつでも)。

ア．講演会への講師招聘.....	47(40.5)
イ．資料の共同執筆、製作協力.....	59(50.9)
ウ．講演会の共同開催.....	49(42.2)
エ．関係機関・団体の情報連絡・意見交換の場の設定.....	82(70.7)

- オ．インターネット等を利用した関係団体の活動内容等の紹介（リンクの充実・強化）.....71(61.2)
- カ．基礎的な金融知識や金融に関する消費者教育の重要性についての新聞等を利用した共同広報.....50(43.1)
- キ．その他、連携強化のための具体的なアイデアがありましたら何でも結構ですのでご記入ください。..... 16(13.8)

金融に関する消費者教育関連団体の連携強化の観点から、例えば、当委員会のインターネットホームページにおいて、主な金融消費者教育関連団体の名称および活動内容等が一覧できるコーナーを新設し、各団体にリンクするなどにより、関係団体のネットワークを強化することが考えられますが、いかがお考えですか（ はひとつ）。

- ア．賛成.....105(90.5)
- イ．反対..... 0( 0.0)
- ウ．どちらともいえない..... 11( 9.5)

金融トラブルの発生防止や消費者保護を図るためには、金融トラブルの事例等を踏まえて金融に関する消費者教育を行うことが肝要であり、そのためには金融トラブル処理機関・団体との連携が重要のように思われますが、そのためには具体的にどのようにすれば良いとお考えですか（ はいいくつでも）。

- ア．トラブル処理機関・団体との情報・意見交換.....85(73.3)
- イ．トラブル処理機関・団体の協力を得た教育用資料の作成...78(67.2)
- ウ．トラブル処理機関・団体における当委員会の教育用資料の一層の活用.....47(40.5)
- エ．その他.....10( 8.6)

あなたは、中立・公正で各界を網羅した金融広報委員会に対し、金融に関する消費者教育の推進に関しどのような役割を期待されますか（ は4つまで）。

- ア．中立・公正な立場を生かした、金融に関する公的な消費者教育機関

としての役割.....	77(66.4)
イ．業界横断的な立場を生かした、銀行、証券、保険等業態横断的な金融知識・情報等の提供機関としての役割.....	77(66.4)
ウ．業界、消費者団体、地方公共団体、関係省庁など、金融に関する消費者教育に関連する政府・民間団体等の調整・取り纏めの役割 .....	48(41.4)
エ．全国規模のネットワークを活用した各種金融知識・情報等の全国的な供給機関としての役割.....	68(58.6)
オ．金融トラブル等から国民を守る消費者保護機関としての役割 .....	18(15.5)
カ．わが国の金融に関する消費者教育の体系的推進のためのリーダーシップ的役割.....	58(50.0)
キ．わが国の金融に関する消費者教育の基礎的な調査機関としての役割 .....	39(33.6)
ク．その他.....	4(3.4)

あなたは、金融に関する消費者教育に関し、金融広報中央委員会に対し具体的にどのような活動内容の強化を期待しますか（ は3つまで）。

ア．各種金融商品・サービスについての銀行、証券、保険など業態横断的で中立・公正な金融関係資料の作成・配付.....	85(73.3)
イ．金融に関する各種制度（預金保険制度、金融商品販売法、年金・保険制度等）の普及.....	64(55.2)
ウ．多重債務の予防等、金融トラブルの発生防止、消費者保護への取組み .....	44(37.9)
エ．文部科学省等と連携した子どもたちへの基礎的な金融教育の普及 .....	77(66.4)
オ．生活設計の推奨.....	17(14.7)
カ．金融に関する消費者教育に係る基礎調査.....	39(33.6)
キ．その他.....	3(2.6)

以上